



市政記者クラブ加盟社 各位

盛岡市工業用 L P ガス料金支援金 申請受付開始のお知らせ

市では、L P ガス料金の高騰により影響を受けている工業用 L P ガス消費事業者に対し、支援金を支給することとし、申請受付を開始しましたのでお知らせします。

記

1 支給対象者

「工業用 L P ガス消費事業者」

工業用 L P ガスを消費する中小企業者で、市の区域内の事業所に貯蔵施設（バルク貯槽等）を有し、当該工業用 L P ガスを自己の事業の用に供していること等の要件を満たす会社又は個人事業主の方。

※本事業において、工業用 L P ガスとは、一般消費用 L P ガス以外の L P ガスをいい、家庭用及び業務用の一部（調理、風呂、洗面、冷暖房等の生活の用途に類似するもの）は該当しません。

※本事業において、ボンベは貯蔵施設に該当しません。

2 支援対象期間

令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月までの期間に対する L P ガス料金高騰の影響への支援として支給します。

3 支給金額

工業用 L P ガス消費事業者が、令和 6 年 9 月から令和 7 年 2 月までの任意の 1 月（本支援金において、「支援金算定基準月」といいます。）に購入した工業用 L P ガス（市の区域内の事業所において消費するために購入した工業用 L P ガスに限る。）1 立方メートル当たり 17.5 円を乗じて得た額に 6 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とします。

【支援支給金額の計算式】

$$\text{支援金算定基準月の購入数量 (m}^3\text{)} \times 17.5 \text{ 円/m}^3 \text{ (支援単価)} \times 6 \text{ か月 (支援期間数)} \\ = \text{支援金の額 (1,000 円未満切り捨て)}$$

4 申請期間

令和 7 年 2 月 27 日（木）から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで

※支援金の受給には、所定の申請が必要です。

5 申請提出先

盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課

〒020-8531 盛岡市若園町 2-18 盛岡市役所若園町分庁舎 1 階

6 添付資料

周知用チラシ

【問い合わせ先】

盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課

担当：平沢（ひらさわ）

TEL：019-626-7538



盛岡市工業用LPガス料金支援金

LPガス料金の高騰により影響を受けている
工業用LPガス消費事業者に対し支援金を支給します。

支給金額

支援金算定基準月^(注1)の購入数量(m^3) $\times 17.5\text{円}/\text{m}^3$ (支援単価) $\times 6$ か月(支援期間^(注2))

※1,000円未満切り捨て

(注1) 支援金算定基準月

令和6年9月から令和7年2月までの期間のうち、申請者の方が任意に選択する1月(ひとつき)のことです。
(支援対象期間とは異なります。)

(注2) 支援対象期間

本支援金は、令和6年10月から令和7年3月までの期間におけるLPガス料金高騰による影響に対して支給するものです。

支給対象者

工業用LPガスを消費する中小企業者

かつ

市の区域内の事業所に貯蔵施設(バルク貯槽等)を有し、
当該工業用LPガスを自己の事業の用に供していること等の
要件を満たす会社又は個人事業主

※本事業において、工業用LPガスとは、一般消費用LPガス以外のLPガスを指します。
家庭用及び業務用の一部(調理、風呂、洗面、冷暖房等の生活の用途に類似するもの)
は該当しませんのでご注意ください。また、ボンベは貯蔵施設には該当しません。

※自動車運送事業(旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業)を営む方において、
併せて自動車運送事業以外の事業を行っている場合は、自動車運送事業以外の事業の
ために購入した工業用LPガス分のみ本支援金の対象となります。

申請期間

令和7年2月27日(木)から令和7年4月30日(水)まで

申請書式及び事業詳細については、市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課

〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎1階

電話番号：019-626-7538

メール：monozukuri@city.morioka.iwate.jp



盛岡市ホームページ